

戦時下家庭教育政策

—家庭における錬成の展開過程を中心に—

奥村典子*

The mechanism of home education policy during World War II

Focusing on the development process “Rensei” in home

OKUMURA Noriko

abstract

This study examined mechanism of home education policy during World War II using analysis viewpoint which is development process of “Rensei” in home and home education measure service for penetrate it.

When National elementary school set up, “Rensei” in home implied mother educated child the substance based on the policy of school education in collaboration with school and local communities. And, as home education measure service for fixing that, policy side started to establish ones attached National elementary school and to do mother’s discipline there.

However, after the outbreak of World War II, “Rensei” in home was changed. Weight was placed in training and obtaining mother who supports the home front above educating child there.

Furthermore, on decisive battle stage, not only to reinforce wartime life but to sacrifice households for the Emperor, to do discipline of the untrue feeling so as to please the preceding matter tied with the object of “Rensei” in home. Home education measure service focused discipline on that “Rensei”. Already mother was slot in wartime mobilization system as “a talent” supporting the home front together with the front. And, “Rensei” in home of the start of National elementary school became an armchair theory.

Keywords : home education, “Rensei” in home, mother, mobilization, home education measure service

はじめに

本稿は、戦時下家庭教育政策の特質を家庭における錬成の展開過程に焦点を当てて検討を試みようとするものである。

1941年4月に発足した国民学校は、その目的を「皇国民ノ基礎的錬成」に置き、錬成が近代学校教育に代わる学校教育の目的として掲げられたとされる⁽¹⁾。また、「家庭及社会トノ聯絡ヲ緊密ニシ児童ノ教育ヲ全カラシムルニカムベシ」(国民学校令施行規則第一条)と、学校教育の枠を超えた諸種の場合における教育を錬成で結びつけることも規定された。これは家庭教育の目的が、学校及び地域社会と連携を図り錬成を為すことを意味し、母

キーワード：家庭教育、家庭における錬成、母親、動員、家庭教育対策事業

*平成19年度生 人間発達科学専攻

親に学校・家庭・地域社会という横のつながりの中で子どもの錬成に当たる役割が期待された。

しかし太平洋戦争開戦後、戦時動員体制と教育を結びつける機能が重く課せられた時、家庭教育が位置づく社会組織の構造は大きく変化を遂げ、同時に母親に期待する錬成の内実も変化していった。「戦時動員」とは、前線・銃後の区別なく、全ての人や場を戦争遂行の資質として体制内へ取り込むことを目的とする国家政策である⁽²⁾。つまり、戦時動員と教育を結びつけたところで錬成の展開が求められたことは、錬成を目的に掲げることになった家庭教育及びその担い手である母親を国家統制の秩序の中へと取り込むことを意味した⁽³⁾。例えば、戦局の推移に伴って労働力不足が深刻化するにつれ、母親の労務動員の必要性が高まった。また戦時下生活を支える防空、増産、貯蓄等が母親の使命として期待されていった。それらは家庭における錬成とも称され、母親にその遂行が課せられた。すなわち、戦時動員体制成立期での家庭における錬成は、様々な側面から国家政策とつながりを持つ多面化した内実を併せ持つものであった。なお、本稿では、1937年の国民精神総動員運動の実施並びに翌年4月の国家総動員法公布を契機に、教育政策、人口政策、国防力及び労働力の育成等の見地から総合的な物的人的資源の養成が必然化され、1940年代初頭には、あらゆるものが戦争遂行の資質として国家統制の支配的秩序の中に組み込まれた状況を戦時動員体制として位置づける。

「錬成」の展開の全体像を明らかにした研究には寺崎昌男・戦時下教育研究会編『総力戦体制と教育—皇国民「錬成」の理念と実践—』（東京大学出版会、1987年）があげられる。同書は、戦時下の教育動向を構造的に把握するねらいから錬成の方式に着目し、「道場型」錬成と「生活型」錬成という二つの類型を分析概念として用いている。そして、1930年代に登場した「行」的訓練を主とした指導者養成を目的とする「道場型」錬成が、決戦段階が近づくにつれ全国民を対象とした生活の全てを錬成とする「生活型」錬成へと展開した様相を明らかにしている。さらに、国民学校は発足当初から「生活型」錬成を志向する制度であり、学校との連携強化が目指された家庭教育もまた「生活型」錬成の機能が期待されていたと言う。本稿は、錬成が有する特質及びその内部構造の理解については同書に依拠する。だが、同書の中で家庭教育を論じた斉藤利彦の研究（第4章第4節「『家』と家庭教育」）には次のような課題が残されていると考える。

斉藤は、戦時下家庭教育政策を捉える視座として「家」観念の動向に着目し、①戦局の推移に伴う「家」の構成員の分散に起因する「家」の崩壊を食い止めるため、政策側は「家」を基軸とする天皇制「家族国家」観を強調し、「家」こそを「皇国民錬成体制」の根源として位置づけたが、②しかし決戦下に至ると「聖戦完遂」という国策遂行のため、「家」の維持・存続の大前提となる「家」の構成員の死を当然視するイデオロギーの提示や体制維持の基盤であるはずの「家」に不信感を表すイデオロギーを示し、公認の「家族国家」観が「自己倒壊」を遂げるに至った動きを明らかにしている。斉藤は従来の研究⁽⁴⁾で分析視座として取り上げられてこなかった錬成を軸とすることで、「家」観念の展開過程を史料から読み解き、また教学局編『家の本義』草稿を取り上げたことにより、総力戦体制下の観念レベルでの「家」の教育的役割の終焉を描き出したと言える。しかし、観念としての「家」の教育的役割を「家」の中へと浸透・定着させるために政策側が打ち出したプロセスに着目した論は展開されていない。文部省は後述するように、国民学校発足以前の段階で、今後の家庭教育政策展開の基盤として小学校母の会の再編・組織化や小学校付設「母の講座」実施予算の計上等、母親を対象とした家庭教育対策事業計画の方針を打ち出していた。また太平洋戦争開戦以降では、婦人団体の再編や地域婦人常会・隣組の強化、母親学級の開設等、学校の枠を越えた全ての母親を対象とする事業を展開している。つまり、錬成を主軸とする「家」観念の浸透を図る上でも、母親の戦時体制への動員が戦時下家庭教育政策の大きな課題として位置づけられていたと考えられる。

以下本稿では、母親を動員するために政策側が打ち出したプロセスに着目することで、戦時下家庭教育政策のメカニズムを明らかにすることを試みる。同時に、斉藤が戦時下家庭教育政策の大前提と位置づける「生活型」錬成が、政策側が打ち出すメカニズムとの関係でどう変化を遂げたのかを描き出す。具体的には、錬成の拡大をめぐる家庭「教育」の問題に着目する。仮説的に言えば、国民学校の発足は母親に対し家庭教育固有の目的の遂行を求めたものではなく、あくまで学校教育の目的に沿う「教育」を家庭、地域社会の中で行うことを目指したものであった。つまり、国民学校の錬成体制下での子どもの教育を母親の役割として求めた。だが、戦時動員体制成立期に至り、教育そのものが統制の末端に位置づけられた時、それは家庭教育の対象者、場、内容を拡大させる意味で発展させたが、同時に母親に求められた子どもの教育は内部崩壊を引き起こす起点となったと考え

られる。つまり問題とすべきは、国民学校発足当初、母親の役割として求められた子どもの教育が、戦時動員体制の進展に伴いどう変質したかにある。

1. 家庭における錬成の登場と家庭教育対策事業の組織化

(1) 教育審議会答申「家庭教育二関スル要綱」

1941年6月、教育審議会より、以下に示す「家庭教育二関スル要綱」が、「社会教育一般二関スル要綱」「青年学校二関スル要綱」「青少年団二関スル要綱」「成人教育二関スル要綱」「文化施設二関スル要綱」と共に内閣総理大臣に答申された⁽⁵⁾。

家庭教育二関スル要綱

- 一 家庭教育ハ子女育成ノ基礎タルヲ以テ皇国ノ道ニ則リ我ガ国家族制度ノ美風ヲ振起シテ家生活ヲ充実シ健全有為ナル子女ヲ薫陶スルヲ以テ趣旨トナスコト
- 二 家庭教育ニ於テハ左記事項ニ留意スルコト
 - (一) 家ニ対スル我ガ国固有ノ觀念ヲ把握セシメ家族制度ノ真精神ニ徹セシムルコト
 - (二) 健全ナル家風ノ樹立ニカムルト共ニ家生活ノ刷新改善ヲ図ルコト
 - (三) 敬神崇祖ノ念ヲ養ヒ家ニ於ケル祭祀及行事ヲ重ンズルコト
 - (四) 子女ノ躰ヲ重視シテ其ノ善良ナル品性、剛健ナル精神、淳美ナル情操ノ涵養、正シキ習慣ノ修得、実践躬行ノ訓練ニカムルコト
 - (五) 子女ノ保健衛生ニ留意スルト共ニ鍛錬ヲ重ンジ強靱ナル心身ノ育成ニカムルコト
 - (六) 子女ニ対シ科学的教養訓練ヲ行フコト
 - (七) 家庭ニ於テハ学校ト密接周到ナル連絡ヲ図リ子女ノ教養上遺憾ナカラシムルコト
- 三 遊技場其ノ他幼少年養護施設ヲ拡充整備シ家庭教育ノ完キヲ期スルコト
- 四 婦人諸団体ヲシテ家庭教育ノ振興ニ資セシムルコト
- 五 母ノ会等ノ施設ノ整備ヲ図リ国民学校、幼稚園、託児所等ニ普及徹底セシムルコト

「家庭教育二関スル要綱」案の検討は、第23回（3月19日）から第31回（4月18日）の社会教育に関する整理委員会で行われた。整理委員会では、第一次案から第三次案までの「要綱」案が審議され、第31回整理委員会において第三次案が可決された。そして5月15日・16日に開かれた特別委員会で整理委員会案（第三次案）が原案通り承認され、6月16日の第13回総会でもそのまま可決され、「家庭教育二関スル要綱」として内閣総理大臣に提出された。したがって、整理委員会での第三次案が答申正文となる。

表1は、家庭教育の趣旨を表す第一項目の「要綱」案の対照表である。第一次案の逐条審議は、第25回（3月28日）整理委員会で行われた。そこでは、学校教育と家庭教育のどちらを重視するのかが議論に挙がった。例えば田中穂積は、明治以降定着してきた学校教育に任せきりの家庭教育の弊風を改善するためにも、家庭教育こそが人間を造る教育の基礎であることを強調する文言とするべきと発言した⁽⁶⁾。他方、特別委員会委員長の田所美治や東京女子高等師範学校長の下村寿一は、今後の教育は学校での国民錬成を主としていることから、家庭教育を教育の根本と強調する文言は不相当であると発言し⁽⁷⁾、あくまで学校教育に重きを置いた答申文案の作成を望んだ。三者は共に、家庭教育の目的が「皇国民錬成」にあることは当然として受け入れている。問題は学校教育と家庭教育のどちらに重きを置くかであった。最終的には、「学校教育ノ権威ヲ侵害シナイ」文言とすることで議論は落ち着いている⁽⁸⁾。つまり、教育の基礎は学校教育にこそ重きを置くこととなったのである。

表1.「要綱」案の対照表

第一次案	第二次案	別案	第三次案
家庭教育ハ皇国ノ道 二則リ我ガ国家制度 ノ美風ヲ振起シテ家生 活ヲ充実シ健全有為ナル 子女ヲ薫陶育成スル ヲ以テ目的トナスコト	家庭教育ハ重大ナル 子女育成ノ基礎タルヲ 以テ皇国ノ道二則リ我 ガ国家制度ノ美風ヲ 振起シテ家生活ヲ充実 シ健全有為ナル子女ヲ 薫陶育成スルヲ以テ趣 旨トナスコト	家庭教育ハ皇国ノ道 二則リ我ガ国家制度 ノ美風ヲ振起シ家生活 ヲ充実シ健全有為ナル 子女ヲ薫陶シ国民育成 ノ根基ヲ培フヲ以テ本 旨トナスコト	家庭教育ハ子女育成 ノ基礎タルヲ以テ皇国 ノ道二則リ我ガ国家 制度ノ美風ヲ振起シテ 家生活ヲ充実シ健全有 為ナル子女ヲ薫陶スル ヲ以テ趣旨トナスコト

第26回（4月2日）整理委員会では、幹事作成の第二次案と別案が提出された。前者は前回の審議内容に基づいたもの、後者は幹事側の独断で作成されたものである。なぜ別案が作成・提出されたのかはさだかではない。両者の内容を読み比べると、家庭教育の目的が「皇国ノ道」に則ることは共通している。しかし別案の方は、家庭教育を「国民育成ノ根基ヲ培フヲ以テ本旨トナス」としており、家庭教育と「皇国ノ道」のつながりを強調した文言となっている。これは、第一次案の審議時に憂慮が示された教育の位置づけを学校教育に比し家庭教育に重きを置いた内容となっている。案の定、別案が委員会メンバーに了承されることはなかった⁽⁹⁾。さらに第二次案においても、「重大ナル」という家庭教育を殊更強調する文言は必要ないとの意見が出され、採用しないことが決定した⁽¹⁰⁾。この審議を踏まえて作成されたのが第三次案である。第三次案の審議は第31回（4月18日）整理委員会で行われ、第一項目に対するメンバーからの発言はなく、提出案通りに可決した⁽¹¹⁾。特別委員会並びに総会において、この第三次案が原案通り可決されたことを踏まえると、教育審議会の意向としては、家庭教育の重要性は認めるが、その方針・内容はあくまで学校教育に比重を置くことを求めたものであったと言える。

また、「要綱」の第二項目には、第一項目に掲げた趣旨徹底を図る為の留意点が7項挙げられている。そこでは、家庭生活固有の内容として、伝統的な家族制度のもとに「家風ノ樹立」「家生活ノ刷新改善」「敬神崇祖」「子女ノ躰」を遂行することが規定されている。他方、「保健衛生」や「科学的教養訓練」といった主として学校教育が担う内容も盛り込まれている。また最後の項では、家庭が学校と「密接周到ナル連絡ヲ図リ子女ノ教養上遺憾ナカラシムル」ことが規定されている。つまり「要綱」は、学校と連携を図りながら、家庭生活並びに学校教育の内容を共に家庭の中で子どもに営むことを錬成として母親に求めたものであった。

このように、戦時下の家庭教育政策は、学校と家庭との連携を大前提とする国民学校の錬成体制下へ母親を位置づけ、且つ両者の教育内容を子どもに営むことを母親の役割としたなかでスタートしたのである。

（2）家庭教育対策事業の整備

文部省は、1939年、40年に『家庭教育の振興と小学校母の会の活用就て』と『時局下に於ける家庭教育の振興に就て』なる教育パンフレットを発刊した。両パンフレットが説く内容は共通しており、共に学校教育に即して家庭教育の刷新を図ることで、「東亜新秩序」確立を目指している。そして実践網として小学校母の会を活用し、全国規模の家庭教育政策展開を構想している。

また文部省は、1941年度に家庭教育振興費をはじめて計上した。表2は、「松崎実次文書」⁽¹²⁾に所収されている「昭和十五年度成人教育課事業計画」と「昭和十六年度概算新規要求計画」をもとに作成した文部省家庭教育対策事業予算の内訳を示したものである。表は、1940年度に比べ41年度に家庭教育対策事業に多額の資金を投入する計画を立てていたことを示している。特に増額が目立つのが、小学校母の会の実際の指導者を対象とする道府県家庭教育指導者講習会と小学校母の会会員を対象とする小学校での「母の講座」開設助成費である。前者は、40年度には各府県一カ所の開催であったものを、41年度には二または三カ所での開催へと規模を広げている。後者に至っては、約260万円を投入することで母親に対する講座の開催を計画している。40年度に文部省予算として計上した国民学校制度実施準備に関する経費は45万9千円であった⁽¹³⁾。つまり、この約六倍の額を「母の講座」開設助成費に当てることを計画していたことになる。

新たな家庭教育の目的である錬成を定着させるためには、母親が学校教育の方針及び内容に対し理解を深めることは欠かせない条件であった。だからこそ、文部省は学校と直接つながりを持つ母の会を家庭教育刷新の拠点に選び、母親を自動的に家庭教育政策に参加させる道を推し進めたのであろう。そして母親は、学校教育と家庭教育をつなぐ結節点として、子どもの教育を担う役割が期待されていたと言える。

表2. 文部省家庭教育対策事業予算の内訳

項目	1940年度	1941年度
文部省主催 家庭教育指導者講習会	3,600円 (3ヶ所開催)	4,500円 (3ヶ所開催)
道府県委嘱 家庭教育指導者講習会	4,700円 (47ヶ所開催)	50,500円 (101ヶ所開催)
「母の講座」開設助成費	5,400円	2,590,600円 (小学校：25,906校)
家庭教育調査・研究 ・資料作成費	1,700円	32,080円
計	15,400円	2,677,680円

〔備考〕①社会教育局「昭和十五年度成人教育課事業計画」、②文部省社会教育局「昭和十六年度概算新規要求計画」(①②共に「松崎実次文書」財団法人野間教育研究所図書室所蔵)により作成。

2. 戦時動員の本格化と家庭における錬成の変質

(1) 家庭における錬成の質的变化

1942年2月21日、勅令第95号大東亜建設審議会官制によって大東亜建設審議会が内閣総理大臣の諮問機関として設置された。諮問は全部で四つ出され⁽¹⁴⁾、そのうち「大東亜建設ニ処スル文教政策」を取り扱ったのは橋田邦彦文相を部会長とする第二部会であった。第二部会の審議経過は先行研究⁽¹⁵⁾に依拠し、ここでは家庭における錬成の質的变化の様相に着目する。

第二部会の審議は、1942年3月10日から5月5日まで五回にわたって行われた。第五回では答申案が審議、承認され、同月21日の第三回総会で答申正文として可決された⁽¹⁶⁾。答申の第一項目「基本方針」では、今後の教育政策を「大東亜建設」の為の「指導的国民タルノ資質ヲ錬成スル」こととし、指導者の養成・確保に重きを置くことを要請した。また第一項目第三項では「国策ノ要請ニ基キ教育ノ国家計画ヲ樹立シ学校、家庭、社会ヲ一体トシテ皇国民ノ錬成ヲ行フ教育国家体制ヲ確立ス」と規定し、錬成を主軸とする学校・家庭・地域社会を取り込んだ「教育国家体制」の確立が求められた。そしてその目的に対する方策として第二項目第七項「家庭教育及社会教育ノ振興」では、「国民教育ニ於テ学校ノミニ依存スルノ風ヲ一掃シ家庭ニ於ケル子女訓育ノ徹底、成人錬成ノ強化等ニカヲ致ス」と規定された。

第二部会の第二回(3月17日)会議の中で、幹事の菊池豊三郎文部次官が、学校・家庭・地域社会に期待する教育的役割を説明している。菊池は、国防、産業、人口政策といった国策の要請に応え得る国民を養成・確保する為にも、教育内容の刷新と併せて三側面から指導者の養成・確保を図る重要性を説いた⁽¹⁷⁾。その後の審議で、他のメンバーからこの方針に対する意見が出されることはなかった。つまり、答申が期待する家庭における錬成は、学校・家庭・地域社会といった様々な教育実践の「場」を通して、国策に応え得る指導者(母親)の養成を図り、且つ彼らを戦時体制へ動員することに重点が置かれていたと言える。

さらに答申が決定した同月、文部次官通牒「戦時家庭教育ニ関スル件」が各地方長官宛に出され、そこで「戦時家庭教育指導要項」が発表された⁽¹⁸⁾。この「要項」は、家庭教育に「我が国ニ於ケル家ノ特質ノ闡明並ニ其ノ使命ノ自覚」「健全ナル家風ノ樹立」「母ノ教養訓練」「子女ノ薫陶養護」「家生活ノ刷新充実」を要請している。最初の項目では、家を「祖孫一体ノ道ニ則ル家長中心ノ結合ニシテ人間生活ノ最モ自然ナル親子ノ関係ヲ根本」とし、「皇室ヲ宗家ト仰ギ奉リ恒ニ国ノ家トシテ生成発展シ行ク歴史的現実ニシテ忠孝一本ノ大道ニ基ツク子女

錬成ノ道場ナル」ことを規定する。また、家族の「和合団欒」を以て「自他一如、物心一如ノ修練ヲ積ミ進ンデ世界新秩序ノ建設ニ参スルノ素地」を培うことを求めている。この規定は、「家」を「家族国家」観のもとに「大東亜建設」を掲げる体制内へと包含した表れである。また「健全ナル家風ノ樹立」の項目では、子どもを健全な国民へと養成する為にも「敬神崇祖」「敬愛、親和、礼節、謙讓」の徹底を要請し、「母ノ教養訓練」の項目では、「国家觀念ノ涵養」として「家生活ハ単ナル家ノ生活ニ止マラズ常ニ国家活動ノ源泉」であることの理解と「子女ハ単ニ家ノ子女トシテノミナラズ實ニ皇国ノ後勁トシテコレヲ育成」することの自覚を母親に求めている。その上で、母親の修養内容として「日本婦道ノ修練」や「母ノ自覚」、国策に直結する「科学的教養ノ向上」、「健全ナル趣味ノ涵養」、「強健ナル子女」を産む為の保健衛生として「強健ナル母体ノ錬成」を掲げている。「子女ノ薰陶養護」の項目では、「尽忠報国ノ信念ヲ固メシム」る「皇国民タルノ信念ノ啓培」、「剛健ナル精神ノ鍛練」、「醇乎タル情操ノ陶冶」、「自律自制ノ訓練ヲ加ヘ日常生活ノ間自カラ良習慣ヲ習得セシム就中剛健ナル国民ノ基礎」を培うための「良キ躰」、そして「身体ノ養護鍛練」が重視されている。最後の「家生活ノ刷新充実」の項目では、「大東亜戦争ノ目的ヲ完遂シ皇国永遠ノ発展ヲ期スル為」の生活項目として「時局認識」「家庭経済ノ国策ヘノ協力」「家生活ニ於ケル科学ノ活用」「家族皆勞」「隣保相扶」「国防訓練」「家庭娯樂ノ振興」が盛り込まれている。

この「要項」を教育審議会答申「家庭教育ニ関スル要綱」と比較すると次のことが指摘できる。まず、「要綱」の第二項目に規定された(一)から(六)の内容は、「要項」の中でも同様に挙げられている。しかし、それらは全て「大東亜共栄圏」確立を目指した戦時体制に直接結び付けられ、家庭教育及びその担い手である母親を戦時体制へ動員することを主眼としている。特に、「家」と天皇制「家族国家」観との結びつきの強化や「皇国ノ後勁」としての子どもの育成、あるいは日常生活の中に訓練を取り入れた「躰」の要請等はその表れである。第二に、「要項」の第五項目「家生活ノ刷新充実」に掲げられた内容は、「要綱」にはない新たに盛り込まれた内容である。上述したように、本項目は「大東亜戦争ノ目的ヲ完遂シ皇国永遠ノ発展ヲ期スル為」に規定したものであり、母親を戦時下生活に奉仕させるねらいを含んだものであった。そして第三に、「要綱」で強調された学校と家庭との連携、あるいは学校教育に即した子どもの教育の実施が、「要項」では家庭教育の目的として一切盛り込まれていない。つまり、政策側にとって重要なことは、母親が、学校との連携の下で学校教育に比重を置いた子どもの教育に当たるのではなく、戦時動員体制下での家庭生活固有の特質の理解とその実践に努めることにあったと言える。

錬成の拡大という観点からみれば、大東亜建設審議会の提言並びに「戦時家庭教育指導要項」は、その内容、場を発展させたものであり、むしろ教育審議会答申「家庭教育ニ関スル要綱」を引き継ぎ強化したと言える。しかし内実は明らかな違いを示していた。家庭における錬成は、戦時動員という観点から戦争を遂行する母親の修養・確保にこそ重点が置かれ、国民学校の目的である錬成に基づく子どもの教育への比重は縮小された。つまり、母親は子どもの教育の担い手である以前に、銃後を支える「人材」として動員の対象に位置づけられたのである。

(2) 家庭教育対策事業の統制強化

① 国民学校母の会の強化

国民学校発足以降、母の会の実践に力を入れ、モデル校として注目をあびた学校に東京市明治国民学校がある。指導に当たったのは同校訓導の山田清人である。山田は城戸幡太郎や留岡清男らと共に1930年代半ば頃から教育科学運動に参画し、教育科学研究会⁽¹⁹⁾結成後(1937年5月)は幹事の一人として研究会の活動に従事した人物である。山田は「生活の合理化、協同化」を主張し、個人の生活様式を根本から改革することで国民共同体を形成する生活教育を打ち立てようとした⁽²⁰⁾。このような考えの下、山田は母の会の指導に臨み、その内容を岩波の月刊雑誌『教育』へ投稿したり、著書『母親学級』(中川書房、1943年)としてまとめたりしていた。ここでは、国民学校母の会の実践目的に対する山田の認識の変化に着目する。

明治国民学校母の会は1941年10月に発足した。山田は「母の問題は、当然国民学校の教育方針の線に沿ひ、家庭教育の刷新につながってくる。それに応へる国民学校の働きかけの方式が、研究されねばなら」⁽²¹⁾ぬとの考えのもと、母の会を発足している。そして、この目的達成を図る中心的活動として月例会を実施している。月例会は午後1時半開会、3時半閉会を厳守し、また母親の服装は普段着を強要し、帰宅後すぐに家事に従事できるよう配慮していた⁽²²⁾。つまり、山田にとって母の会の実践は、母親が日々送る家事生活一連の流れの中に位置づ

くことが重要であり、その中で国民学校の教育方針に即した家庭教育の刷新をねらいとしていたのである。

一方、42年度以降の母の会の目的を著書『母親学級』の中から読み取ると、母親のための生活指導とその反省に集約でき、月例会の内容も毎月の家庭生活指導目標の解説と反省に当てられている。また、起床から就寝までの母親の一日の生活記録を一時間単位に記す「母親の生活調査」を42年度から実施している。山田は、「母親の日々の生活の営みは、もはや私事ではなく、公のつとめであり、国に報ずる立派な職域」⁽²³⁾である為、母親は「調査」を通して国策に応へ得る教養を積み、家庭生活の刷新に邁進することが重要であると説いている。つまり、山田にとって42年度以降の母の会は、国民学校の教育方針に沿った家庭教育刷新を図る「場」である以前に、国策に沿う母親の生活態勢を立て直す「場」へと重きを変えたと言える。このことは戦後、山田が当時を振り返り、母の会の実践を「戦争協力をねらいとする母親生活の具体的な新体制運動にほかならなかった」⁽²⁴⁾と評していることから窺い知ることができる。

当時モデル校として注目をあびていた明治国民学校母の会は、戦時動員の進展に連動する形で戦争協力をねらいとする母親生活の刷新に活動の比重を置いていった。これは、母の会が、その活動に母親を参加させることで、母親を戦時体制へ動員させる機能を含んでいった様相を表している。

② 婦人団体と地域組織の再編

1942年2月、大日本聯合婦人会、愛国婦人会、大日本国防婦人会統合のもと大日本婦人会が発足した。「大日本婦人会定款」⁽²⁵⁾の第三条には、「本会ハ高度国防国家体制ニ即応スルタメ皇国伝統ノ婦道ニ則リ修身齊家奉公ノ実ヲ挙グルヲ以テ目的トス」と示され、その目的を達成する事業として「国体観念ノ涵養、婦徳修練ニ関スル事項」「国防思想ノ普及徹底ニ関スル事項」「家庭生活ノ整備刷新並非常準備確立ニ関スル事項」「国防上必要ナル訓練ニ関スル事項」「貯蓄奨励ニ関スル事項」等が挙げられた。この定款に見るように、大日本婦人会は「高度国防国家体制」確立に対応し得る人材を育成・確保する団体として発足した。また、「本会ハ満二〇歳未満ノ未婚者ヲ除ク日本婦人ヲ以テ会員トス」(第五条)と定められ、自動的に会員資格が与えられた母親たちは、国家に対する「奉公」という建前を以て定款が規定した事業に邁進することが求められた。

他方、常会・隣組といった地域組織にも戦時動員体制を支える役割が期待された。文部省教化局が家庭教育指導者の参考資料として編纂した『家庭教育指導叢書』の第23輯には、『隣組と家庭生活』(1943年)と題する参考書が所収されている。そこでは、常会・隣組を「大東亜戦争」を勝ち抜くための骨子と位置づけ、また活動内容としては、「防空防火」「配給」「共同作業」「相互扶助」「防諜」「防犯」「貯金」「増産」「回収」「代用品使用」「簡素節約」「防病」「奨励祝賀」を掲げている。これらは全て戦時下生活を支える為の生活項目であり、子どもに対する教育項目は盛り込まれていない。つまり、教化局は家庭教育対策事業として常会・隣組を位置づけてはいるが、そこで求めているのは子どもの教育ではなく、戦時下生活を支える母親の労務の確保にあったと言える。

以上見てきたように、戦時動員体制の進展は、家庭教育と体制の結びつきを強化し、家庭における錬成の内実を戦時下生活に即応でき得る母親の修養・確保に焦点化していった。この錬成の変質は、家庭教育を、学校教育との連携という観点からではなく、それ自体として戦時動員体制の末端へと位置づけようとしたことの表れである。そして、この錬成を徹底させる為、政策側は母親を取り巻く諸種の間を統制した家庭教育対策事業へと強化することで、母親を着実に戦時体制へ動員するメカニズムを造り出していったのであった。

3. 決戦下における家庭教育統制とその末路

(1) 家庭における錬成の進展

文部省は、決戦下での家庭教育政策の一つとして、日本紙芝居協会より『日本の母』と題する紙芝居の発刊を計画していた。紙芝居の筋書きは、一般家庭からの投稿を予定していた。「松崎実次文書」には、一般家庭への筋書き募集に際し、松崎の「日本の母」に関する所見を記した執筆原稿(1943年7月12日)が所収されている⁽²⁶⁾。そこには、文部省教学官の立場にある松崎が、決戦下での母親に期待する家庭教育のあり様が示されている。以下に、該当箇所を引用した。

今日の決戦下に際し時局を正しく深く認識し、己が使命を悟り責任を感じずる母は我が身、我が一家を顧みることなく愛児を勇士として陸に海に空に進んで送ります。愛嬢を看護婦として、或は開拓士の妻として海外

に送り出します。又男女の別なく、産業戦士として工場に事業所に、鉱山に送つて生産力拡充に挺身せしめ国家の要請に応へます。そして自らも必勝の信念を堅持し、軍需や食糧の生産に邁進すると共に貯蓄増強に戦時生活の実践に健民健兵の育成に、その他あらゆる国策に協力して戦力増強に努めます。之が日本の母の心構であり真の姿であると私は信じます。⁽²⁷⁾

松崎は、国策に直結した戦時下生活に努めることと併せて、我が子を国家の要請に応える「勇士」「産業戦士」「看護婦」「開拓士の妻」へと育てることが、決戦下での母親の使命であると説いている。さらに、「我が愛児を失つて悲しまぬ筈はありません。泣かぬ母はありません。しかし自らの悲しみを抑へ日本を護り陛下の御楯となつて散華した真意を了解する時、私情を抛つて我が子が国と共に生きる喜びを味ふのが日本の母であります」⁽²⁸⁾とも言う。

松崎の所見は、決戦下で期待された家庭における錬成が、母親の戦時下生活の邁進と天皇へ捧げる子どもの養育、そしてそれを耐え忍び、喜びへと自らの感情を転換させる母親の精神修養とを併せ持つものであったことを示唆する。もはや「虚偽」的感情の修養を正当化しなければ、母親を戦時体制へ動員することが不可能となっていたことを表している。

国民学校発足当初、教育の理念として掲げられた家庭における錬成は、錬成の拡大に反比例する様に、その比重をより一層縮小させていったのである。

(2) 家庭教育対策事業の展開

文部省は、1943年度から新たな家庭教育対策事業として母親学級を開設した⁽²⁹⁾。開設場所は「母の講座」と同様、原則国民学校とし、講師は国民学校の教員を当てた。対象は、子どもを持つ母親あるいは子どもがいなくても将来母となる家庭の主婦とし、国民学校母の会会員のみを対象としていた従来の講座とは趣を異にしたものであった。

「母親学級開設要項」によればその目的を「我が国に於ける家の本義を明らかにし、家庭をして真に戦時国民道義の確立、戦意昂揚の源泉たらしめ、進んで戦力の増強に寄与するため、母親に対し必要な教養訓練を施し、家庭生活刷新の実践力を附与するにある」⁽³⁰⁾としている。また、東京女子高等師範学校長の下村寿一は、母親学級の意義を「家婦は夫を子を忠勇な将士として戦場に送り、誠実な勤労者として工場・農地に送り、また励精な官吏や公吏や教員や事務者として官庁・学校その他の職場に送り、来る日も来る日もこれに活力を与へ、見えざる力として背後から力づけ、一家をあげて軍国に報せしめ」⁽³¹⁾ることにあるとする。つまり下村は、母親学級を以て「聖戦完遂」に必要な錬成を家庭の主婦に施すことを母親学級のねらいと捉えている。

「母親学級開設要項」及び下村の母親学級に対する見解をふまえると、母親学級は、夫や子どもを「聖戦」へと捧げることで前線を支えると共に、逼迫した生活戦に勝ち抜く生活方法を習得することで銃後を支える母親の修養にあったと言える。そしてそれは、前節で指摘した決戦下での家庭における錬成の内実に一致する。

母親学級は、決戦下での家庭における錬成を徹底させるためにも設置せざるを得なかった家庭教育対策事業の末路を表していると共に、決戦下の母親を戦時動員体制の秩序へ取り込む「装置」としての機能しか持ち得なかったことを露呈するものでもあったのである。

おわりに

戦時下家庭教育政策は、錬成の拡大をめぐる政策展開に特徴づけられ、そこでは常に、錬成を浸透・定着させるためのプロセスとして、いかに母親を戦時体制へ動員するのかが問われたものでもあった。

国民学校発足により、家庭教育の目的に「皇国民錬成」が結びつけられ、母親は、国民学校の錬成体制の下で学校教育の方針に即した教育内容を学校と地域社会と連携を図りながら子どもに営むことが求められた。

しかし太平洋戦争開戦以降、戦時動員体制と教育を結びつける機能が重く課せられたことで、家庭における錬成の内実は変質した。そこでは、子どもの教育以上に、戦時下生活を支える母親の修養・確保に重きが置かれた。さらに、家庭教育対策事業も銃後を支える母親の修養へと焦点化された。つまり、家庭教育が国家統制の支配的秩序に組み込まれたことで、母親は戦時動員の対象として前面に押し出されたのである。

そして決戦段階に至ると、家庭における錬成は「聖戦完遂」という政策課題に応えるべく一層進展した。ここでは、戦時生活の刷新・増強のみならず、家庭の成員を天皇へ捧げ且つそれを喜びと感じる「虚偽」的感情の修養を錬成の対象に結びつけ、その遂行を母親に要請したのである。もはや母親は、銃後を支えるのみならず、前線を支える「人材」として戦時動員体制の支配的秩序の中へ組み込まれたのである。そして家庭教育対策事業は、その母親を完全に戦時体制へ取り込む「装置」としての機能しか持ち得なくなっていた。

一方、戦時下家庭「教育」を問題とするのであれば、家庭教育を学校・地域社会と連携を図りながら営むのではなく、国家統制という支配的秩序に取り込まれたこと、言い換えれば、錬成が戦時動員と教育の結節点となったことが、家庭の中での子どもに対する「教育」の自壊を促したと言えるだろう。つまり、戦時動員体制の進展が要請された時点で、学校・家庭・地域社会が連携するという国民学校の錬成体制にもとづく家庭教育は机上の空論になったのである。そして母親は、体制を支える「人材」という道を選択する以外の余地はほとんど残されていなかったと言えるだろう。

註

- (1) 寺崎昌男・戦時下教育研究会編『戦時動員体制と教育—皇国民「錬成」の理念と実践—』東京大学出版会、1987年、1—3頁。
- (2) 倉沢剛『総力戦教育の理論』日黒書店、1944年、269—270頁。
- (3) 1942年1月には国家統制機能向上の措置として社会教育局が廃止され、家庭教育にかかわる施策は教化局（翌年廃止され、教学局に合併される）が管轄することになった。これは社会教育の制度的消失を示すとともに、家庭教育に関する施策が国家統制という縦の秩序へ取り込まれたことを示すものである。
- (4) 代表的な研究として、千野陽一『近代日本婦人教育史—体制内婦人団体の形成過程を中心に—』ドメス出版、1979年、中野邦「国家的母性—戦争下の女性観」女性学研究会編『女のイメージ』勁草書房、1984年、小林輝行「昭和年代の家庭教育政策（Ⅱ）—戦時家庭教育政策の展開—」『信州大学教育部紀要』第57号、1986年などが挙げられる。
- (5) 『教育審議会総会会議録』第8輯、8—9頁。
- (6) 『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第18輯、84—85頁。
- (7) 同上、85—86頁。
- (8) 同上。
- (9) 同上、136—137頁。
- (10) 同上。
- (11) 同上、324—332頁。
- (12) 「松崎実次関係文書」は、財団法人野間教育研究所図書室に所蔵されている（以下「松崎文書」と略）。松崎実次（まつざき さねつぐ）の略歴は次のとおりである。1891年10月愛知県生、1917年東京高等商業学校教員養成所卒業、1921年同校専攻科卒業、1924年高松高等商業学校教授、1932年同校生徒主事兼教授、1939年文部省社会教育官のち教学官（『昭和人名事典 第一巻〔東京篇〕』日本図書センター、1987年、920頁参照）。
- (13) 『第七十五回帝国議会衆議院予算委員第五分科会議録（速記）第二回』（1940年2月17日）、50頁。
- (14) 大東亜建設審議会に出された諮問は、①「大東亜建設二関スル基礎要件」、②「大東亜建設二処スル文教政策」、③「大東亜建設二伴フ人口及民族政策」、④「大東亜経済建設基本方策」の四つである。（『大東亜建設基本方策（大東亜建設審議会答申）』企画院、1942年7月）。
- (15) 石井均『大東亜建設審議会と南方軍政下の教育』西日本法規出版、1994年。
- (16) 前掲註14、『大東亜建設基本方策（大東亜建設審議会答申）』4—11頁。
- (17) 「第二回議事速記録」40—41頁（『極秘第二部会議事速記録』大東亜建設審議会、1942年3月に所収）。
- (18) 1942年5月7日各地方官宛文部次官通牒「戦時家庭教育指導二関スル件」（『近代日本教育制度史料』第7巻、3—5頁）。
- (19) 1937年5月に城戸幡太郎を会長、留岡清男を幹事長として結成した民間教育研究運動団体、「科学主義」と「生活主義」を掲げて研究活動を展開した。しかし40年以降、国策への協力姿勢が顕著となり、運動方向に矛盾が生じ、また会員への弾圧が強化されたことから41年5月に解散。（『現代教育史事典』東京書籍株式会社、433頁参照）
- (20) 山田清人『教育科学運動史—1931年から1944年まで—』国土社、1968年、246—247頁。
- (21) 山田清人『母親学級』中川書房、1943年、5頁。
- (22) 同上、36頁。
- (23) 同上、161頁。
- (24) 前掲註20、『教育科学運動史—1931年から1944年まで—』248頁。

奥村 戦時下家庭教育政策

- (25) 軍事保護院「大日本婦人会の結成に就て」『内務厚生時報』第7巻第2号, 1942年, 17-18頁.
- (26) 前掲註12), 「松崎文書」所収. 「日本の母 (原稿)」
- (27) 同上, 7-9頁.
- (28) 同上.
- (29) 文部省教学局「『母親学級』の誕生」(『文部時報』第811号, 1944年4月).
- (30) 同上.
- (31) 下村寿一『聖戦完遂と女子教育』日本経国社, 1944年, 489頁.